

保証契約条項の一部差止め請求訴訟について、令和 4 年 12 月 12 日に最高裁判所第一小法廷において、一部の差止め等を命ずる判決が出されました。この判決を受け、弊社の賃貸保証契約条項につきまして、以下の内容に改定致しましたのでお知らせいたします。

なお、上記訴訟は、弊社が当事者になったものでは御座いません。

現 在

第 9 条（合意解除の同意）

甲（弊社）は、次の各号に該当する場合に限り、賃貸人に対する保証債務の履行を停止しまたは乙（賃借人）を代理して賃貸人に対して原契約の解約を申し入れ、原契約を合意解除することができる。乙（賃借人）は、甲（弊社）がこの権限を行使したことにつき、甲（弊社）、賃貸人または関係者に対して、不服の申立てまたは損害賠償の請求などをしないものとする。

第 10 条（原契約の解除等）

甲（弊社）または賃貸人は、乙（賃借人）に第 9 条第 1 項に該当する事由が認められる場合は、催告することなしに、直ちに原契約を解除することができる。

改定後

第 9 条（合意解除の同意）

甲は、次の各号に該当し、かつ賃貸人と乙間との信頼関係が破壊している場合は 7 日以上
の期間を定めて催告をし、改善しない場合は賃貸人に対する保証債務の履行を停止しまた
は乙を代理して賃貸人に対して原契約の解約を申し入れ、原契約を合意解除することがで
きる。乙は、甲がこの権限を行使したことにつき、甲、賃貸人または関係者に対して、不
服の申立てまたは損害賠償の請求等をしないものとする。

第 10 条（原契約の解除等）

削 除